

JASTPRO 390

貿易手続簡易化のために

2011-03

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易慣習と物品売買法(12) 1
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 国連CEFACTからのお知らせ 13

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

◇ 連載 ◇

記事1. 貿易慣習と物品売買法(12)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

12. CIF 契約における所有権と危険の移転

12.1 危険は所有権と切り離して移転する

12.1.1 物品の船積の時に、危険は移転する

2010年インコタームズはCIF契約における売主の引渡義務および危険移転について、次のように述べています。まず、売主の引渡義務について、「売主は、物品を船舶上に置くか、または、既にそのように引渡された物品を調達することによって、物品を引渡さなければならない」と規定しています(A4)。次に、危険の移転について、「売主は、(B5で述べられている状況における滅失または損傷を除いて)物品がA4に従って引渡されるまで、物品の滅失または損傷に関する一切の危険を負担しなければならない」(A5)と規定し、また「買主は、物品が、A4で規定されているように引渡された時から、物品の滅失または損傷に関する一切の危険を負担しなければならない」(B5)と規定しています。CIF契約の概要説明においても、「物品の滅失または損傷の危険は、物品が船舶上に置かれた時に移転する」と述べています¹。

12.1.2 物品の船積の時に、所有権は移転しない

1859年のBrowne v. Hare事件²において、売主(原告)は買主(被告)と、“f.o.b. Rotterdam to be paid for on delivery of bill of lading by a bill of exchange payable three months after date of shipment.”という条件で、オイルの売買契約を締結しました。物品はロッテルダムで買主の指名した船舶に船積され、売主はロンドンの仲立人を通して為替手形と一緒に船荷証券を買主に呈示しました。その後、物品を積んだ船舶が行方不明になったので、買主は、売主による所有権留保がFOB契約における引渡義務の違反であると主張して、船荷証券を返還し、手形の引受・支払を拒絶しました。この事件において、FOB契約の場合、物品が船舶に船積された時から以後、買主は物品の滅失・損傷の危険を負担しなければならず、また、船積により買主への物品の引渡が行われたのであるから、売主は買主に対する代金請求権を有すると判示されました。ベンジャミンは、「物品の引渡を所有権の移転と関連づける必要性はない。売主は、船積と同時に、物品を無条件で充当して所有権を移転させることをしないで、引渡義務を履行することができる。もしこれができないときは、FOB売買における金融に著しい支障が生じる

1 1932年ワルソー・オックスフォード規則の「規則5危険」は、物品が船舶に積込まれた時から危険が買主に移転すると規定しています。

2 *Browne v. Hare* (1858) 3 H.& N. 484; (1859) 4 H.& N. 822.

ことになる」と述べています³。これは、CIF契約にも適用されると思います⁴。

12.1.3 所有権移転が問題となる場合

インコタームズにおけるFOBとCIFを比較すると、前者では、物品の海上運送に関連する運送契約と保険契約は買主が行い、後者では、売主がこれらの手配を行うことになっている点が大きな相違となっています。しかし、本質的な相違点は、FOB契約の引渡は物品の現実的引渡であるのに対し、CIF契約の引渡は船積書類による象徴的引渡によって履行されることです。本誌の前号では、CIF契約における売主の基本的義務として、①物品の船積または既積品の調達、②物品の充当と通知、および③船積書類の調達と提供について説明しました。インコタームズでは、所有権移転の問題を扱っていませんが、CIF契約においては、主として代金支払を確保するか否かを決定する場合のほか、代金請求の訴訟を起こすとき、売買契約の当事者が船荷証券または保険証券にもとづいて損害賠償の請求を行うときに、所有権移転が問題になることがあります。そこで、本稿では、CIF契約における所有権移転と危険移転に関する問題を述べたいと思います。

12.2 CIF契約の本質的特徴

12.2.1 物品売買か書類売買か

CIF契約の本質を明らかにするには、第1に、それは物品の売買であるか、あるいは、その物品を象徴する書類の売買であるか、そして、第2に、それは積地売買であるか、または揚地売買であるかという、2つの問題を論究しなければなりません。第1の問題は、1915-1920年の間に、イギリスの法曹界で論争されて、最後に貴族院(House of Lords)の判示により、CIF契約は本質的に物品売買であると決定しました⁵。

12.2.2 積地売買か揚地売買か

第2の問題は、第1の問題に関連するもので、もしこれが物品売買であるならば、売主は物品の船積を完了することによって、それが契約の目的物として確定され、同時に売主の送付義務が解除されるので、それは積地売買であると認めなければなりません。これに反して、この売買が本質的に書類売買であるならば、船積書類の提供地を引渡の履行地とみなすのが当然なので、原則として書類提供地を買主の営業所とするCIF契約は、揚地売買であると言わなければなりません。しかし、CIF契約における売主の物品船積および書類提供という2つの義務は、それぞれが同等の義務であるとしても、後者の義務は、前者の義務の発生と履行によってはじ

3 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1974, para.1663, at p.864.

4 1932年ワルソー・オックスフォード規則の「規則6 所有権」は、物品の所有権移転の時期は、書類が買主の占有に引渡された時とすると規定しています。

5 A. R. Kennedy, *Contracts of Sale C.I.F.*, 2nd ed., 1928, pp.22-24.

めて起り得るのであり、船積書類の調達も、物品の船積を遂行した結果としてのみ発現するものです。したがって、物品が契約に充当され、その危険が売主から買主に移転し、そして、船積みされた物品が証券化されるところの船積地は、CIF 契約の履行地として最も重要な地理的要件を備えており、したがって、CIF 条件の売買は明らかに積地売買ということになります。

12.2.3 所有権と危険移転の問題

上述の本質論に関連して、CIF 契約における所有権と危険の移転の問題が考察されなければなりません。何故ならば、CIF 契約では、物品の危険は、その物品の船積の際に売主から買主に移転しますが、その所有権は、物品に関する船積書類の提供によって売主から買主に移転するので、危険移転は輸出地で行われ、所有権の移転は輸入地で行われるからです。CIF 売買における所有権の移転に関しては、原則として、積地売買の性質上、船積地における船積の完了により、一応その引渡がなされたものとし、それによって所有権が移転したものとみなされますが、CIF 売買は船積書類(特に、船荷証券)の授受により所有権が移転することになります。また、危険の移転に関しては、SGA 第20条の規定により、原則として、物品の危険は所有権に伴って移転することになっていますが、適用の除外例が認められており、CIF 契約では、物品の滅失または損傷の危険は、所有権の移転と切り離して、船積の際に(または船積の時から)買主に移転することになっています。

12.2.4 CIF 契約の3つの引渡

このようなCIF 契約の複雑な性格について、Schmoll Fils & Co. Inc. v. Scrive Bros. & Co. 事件において、Roche 判事は、次のように述べています。「CIF 契約では、引渡に3つの段階がある。すなわち、第1段階は、物品の船積による『予備的引渡 (provisional delivery)』であり、第2段階は、船積書類の提供による『象徴的引渡 (symbolical delivery)』であり、そして、第3段階は、仕向地において物品が買主に引渡されたときの『物品の完全な引渡 (complete delivery of the goods)』である。」⁶ CIF 契約に関する判例において、「引渡の時期」はこれらの段階のいずれかに関連して述べられていますが、ただ1つだけの段階というのではないということです⁷。3番目の引渡の履行について、通常、売主に何らの行為を要求しない点について、Kwei Tek Chao v. British Traders and Shippers Ltd. 事件⁸において、Devlin 判事は次のように述べています。「CIF 契約の買主は仕向港で船舶から物品を受取る場合、売買契約にもついで物品を受取るのではなく、あたかも自分の倉庫から物品を搬出するように、埠頭倉庫から物品を受取るだけである。」売主は、買主による物品の占有取得を妨げるものを、少なくとも取り除くことが要求されます。

6 *Schmoll Fils & Co. Inc. v. Scrive Bros. & Co.* (1924) 19 L.L.R. 118, 119.

7 A. G. Guest, *op. cit.*, p.827.

8 *Kwei Tek Chao v. British Traders and Shippers Ltd.* [1954] 2 Q.B. 459.

12.3 CIF 契約の引渡の第2段階

12.3.1 船積書類による象徴的引渡

CIF 契約の本質的特徴は、引渡が、物品の現実的引渡によるのではなく、船積書類の象徴的引渡によって行われることです。McCardie 判事は次のように述べています⁹。「CIF 契約の買主が要求できることは、慣例の書類の引渡だけであり、これが買主の権利および売主の義務の範囲を示す。買主は書類を拒んで、現実の物品の引渡を要求できないし、また売主は書類を保持して、それが象徴する物品を提供することができない。」1949年 *Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)* 事件¹⁰において、Lord Porter は、「決定的な問題は、買主は物品を象徴する書類と引換に支払うのか、あるいは物品それ自体の引渡に対して支払うのかということである」と述べており¹¹、また、Lord Simonds は、「CIF 契約の重要な性格は、物品の所有権が、代金の支払と引換に船積書類が引渡されるときに移転できるだけでなく、これによって移転されなければならないことである」と述べています¹²。

12.3.2 船積書類と引換による代金支払

CIF 契約では、船積書類が提供されたとき、それが完全かつ慣例のものである場合には、買主は、物品が到着すると否とにかかわらず、代金を支払わなければなりません。また、売主が陸揚港で品質証明書を提供することに同意したときも同様です。この場合における支払は、このような証明書の提供が無くても、船積書類と引換になされなければなりません。しかし、代金を支払っても、買主は、後日、物品を検査したとき、契約に適合しない点が明らかになった場合、物品の拒絶、または契約違反に対する損害賠償の請求を行う権利は損なわれません。物品が運送中に滅失し、あるいは損傷を被って到着した場合、買主は、通常、保険証券にもとづいて保険者、または船荷証券により運送人に対して、救済を求めます。個々の場合に、買主がこのような救済を得られるか否かは、保険証券および船荷証券の約款によって決まります。CIF 契約における物品の陸揚は買主の費用で行われることは明らかですが、検査の結果にもとづいて、買主がこれを拒絶する場合には、陸揚費用を損害賠償額に含めることができます。

12.3.3 船積書類の構成

CIF 契約において要求される船積書類は、古くから船荷証券、保険証券およびインボイスであると認識されており、今日においても、他に別段の合意がなければ、これらの書類が要求されます。けれども、現代の大規模な国際商取引では、売買される物品の数量よりも大量の貨物を記

9 *Manbre Saccharine Co. Ltd. v. Corn Products Co. Ltd.* [1919] K.B. 198, at p.202, per McCardie J.

10 *Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)* [1949] A.C. 293.

11 *Ibid.*, at p.312.

12 *Ibid.*, at p.317.

載した船荷証券、予定保険証券などが用いられるケースが増えています。このような貿易取引では、CIF 契約の売主は、船荷証券に代えて、荷渡指図書(delivery order)を、また保険証券の代わりに、保険証明書(certificate of insurance)の提供により義務を履行する旨の特約を結んでいます。これは厳密な意味では、CIF の要件を充たすものではありませんが、判例は¹³、これらの契約をCIF 契約の一般的な定義に当てはまるとみなしています。したがって、反対の意思表示がないかぎり、船荷証券の代わりに荷渡指図書を提供しても、これはCIF 契約の権利を放棄したことにはなりません¹⁴。

12.3.4 船荷証券による所有権移転

船荷証券を保険証券と一緒に提供することにより、物品の推定的引渡(constructive delivery)の効果が生じます。船荷証券の占有移転によって、物品が買主の処分しうる状態に置かれることになります。1870年のBarber v. Meyerstein事件¹⁵において、Lord Hatherleyは、「ある国から他の国へ海上運送されている物品の場合、この物品の占有を現実的に移転することができないのであるから、船荷証券は物品の象徴とみなされ、その引渡は物品の引渡とみなされる」と判示しています¹⁶。さらに、1883年のSanders v. Maclean事件¹⁷において、Lord Bowenは次のように述べています。「海上運送中の貨物が運送人の占有下にある間は、当然、物理的な引渡が不可能である。物品が海上運送されている間は、船荷証券が商慣習法により、物品の象徴であると国際的に広く認識されており、船荷証券の裏書と引渡は貨物の象徴的引渡として作用する。物品の所有権は、当事者が船荷証券の裏書と引渡により所有権を移転させることを意図するときは何時でも、船荷証券の裏書と引渡がなされた時に、あたかも物品の現実的引渡により所有権が移転するのと同じように、移転する。そして、物品の所有権の移転および被裏書人による占有の完了のために、船荷証券により請求権を有する者に対して陸上で物品の完全な引渡が行われるまで、船荷証券は、物品の象徴としての効力を有し、物品の完全な所有権だけでなく、荷送人と船主との間に締結された運送契約により定められたすべての権利を表象するのである。」¹⁸

12.4 CIF 契約における所有権の移転

12.4.1 すべてのCIF 契約に適用可能な規則はない

CIF 契約の目的物が特定物である場合、SGA 第18条第1則により、売買契約が成立した時

13 *Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)*, *supra*.

14 *Ginzberg v. Barrow Haematite Steel Co. Ltd. and McKeller* [1966] 1 Lloyd's Rep. 343.

15 *Barber v. Meyerstein* (1870) L.R. 4 H.L. 317.

16 *Ibid.*, at p.329.

17 *Sanders Bros. v. Maclean & Co.* (1883) 11 Q.B.D. 327.

18 *Ibid.*, at p.341.

に所有権が移転します。しかし、売主が、買主による代金の支払または保証を得るまで、処分権を留保する場合は、このかぎりではありません。代金がすでに支払われていれば、CIF 契約において、特定物の所有権は船積前でも移転することができます¹⁹。この場合、売主は買主の受託者 (bailee) として物品を取扱うことになります。しかし、CIF 契約は一般に不特定物の売買契約ですから、SGA 第 16 条の規定により、物品が確定 (ascertained) される前に所有権は移転しません。そして、物品が確定すると、所有権は当事者の意思に従って移転します (SGA 第 17 条)。また、物品が現実には買主の占有に移っても、所有権は売主にとどまることがあります²⁰。しかし、CIF 契約では、船積書類によって象徴的引渡が行われるので、現実的に物品が引渡される前に、所有権が移転します。法廷は、売主が物品を無条件で契約に充当する意思を有したか、あるいは処分権を留保する意思を有したかを判断する場合、このような船積書類の取扱を考慮することがあります。所有権の移転に関する問題は、当事者の意思表示の問題²¹ですから、すべての CIF 契約に適用できる一般規則を作ることは不可能です²²。当事者の意思を確定するために、契約の内容、当事者の行為および四囲の状況が考慮されなければなりません。(SGA 第 17 条第 2 項)。そこで、CIF 契約における所有権の移転の時期について、以下のような判例があります。

12.4.2 船積の際に移転する旨の判例

E. Clemens Horst Co. v. Biddell Bros. 事件²³において、Lord Kennedy 判事は、「CIF 契約においては、所有権は船積の際に (on shipment) 移転する」と述べています。Kennedy 判事は、船荷証券が売主の指図人式の場合は、所有権は条件付で移転し、それが買主の指図人式の場合は、無条件で移転すると述べています。The Julia 事件²⁴で、Lord Porter 判事も同様に、「CIF 契約においては、所有権は船積の際、または船積書類の提供の際に移転する」との意見を述べています。所有権が物品の船積の際に移転するというのは、次のような理由にもとづくものと思われます。第 1 は、19 世紀の判例に多く見られるように、所有権は、物品の滅失・損傷の危険を負担する者に帰属するという考え方です²⁵。この見解は、SGA 第 20 条の「危険は原則として所有権に伴って移転する」という規定と全く反対ですが、今日では、CIF 契約においては、危険は所有権移転の前に移転するというのがむしろ一般的です²⁶。第 2 は、売主は、物

19 *Wiehe v. Dennis Bros.* (1913) 29 T.L.R. 250. 後掲の「12.5.2 船積前の危険移転」を参照。

20 *Cheetham & Co. Ltd. v. Thornham Spinning Co. Ltd.* [1964] 2 Lloyd's Rep. 17.

21 *Ginzberg v. Barrow Haematite Steel Co. Ltd. and McKellar, supra*, at p.353.

22 *Stein, Forbes & Co. v. County Tailoring Co.* (1916) 115 L.T. 215, 216.

23 *E. Clemens Horst & Co. v. Biddell Bros.* [1911] 1 K.B. 934, at pp.956 and 959

24 *The Julia* [1949] A.C. 293, 309.

25 *Castle v. Playford* (1872) L.R. 7 Ex. 98.

26 反対に、CIF 契約の場合、所有権が移転してから危険が移転するというのは実際にはほとんどないということです。A. G. Guest, *op cit.*, p.804.

品の船積後、留置権および運送差止権により自分の安全を図るということです。しかし、今日のCIF契約における金融方法では、このような安全策はもはや一般的でなくなっています。留置権および運送差止権は、売主が特にこれによって所有権を留保したという意味が証明される場合は別として、所有権移転に関する売主の意思に影響し得ないという理由で、このような考え方は批判されています²⁷。したがって、上記のKennedy判事の意見は、今日では、売主が処分権を留保しなかった場合だけに制限されています²⁸。処分権を留保するという意見は、売主またはその代理人が代金の支払を確保するために、船積書類を保持することから一般に推定されます²⁹。しかし、船荷証券が買主の指図人式に作成されたというだけでは、所有権が船積に際して買主に確実に移転することはありません³⁰。また、船荷証券が売主の指図人式³¹または買取銀行の指図人式³²に作成された場合に、売主が処分権を留保する意思を有したという推論もあります。以上を纏めると、結論として、所有権は理論的には物品の船積に際して移転することがあり得ますが、それは、その時点で所有権が移転するという売主の意思が明確であるという、極めてまれな場合にのみ起り得ることです³³。

12.4.3 充当の際に移転する旨の判例

CIF契約においては、売主が、契約上の義務としての物品の引渡(または、これに関連する書類の提供)を行ったという意味における、物品を充当しただけでは、所有権が移転しないことは明白です。Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co.事件³⁴において、「売主は物品を船積みするか、あるいは、既に船積みされた物品を取得し、これがまだ確定されていないときは、充当の通知を買主に与え、船荷証券と保険証券と一緒に買主に引渡すことにより、契約上の義務を完了する」と説明されています。これに対して、The Arpad事件³⁵は、CIF契約の買主が運送人に対し、引渡された物品の数量不足について損害賠償を請求した訴訟で、数回にわたり訴訟が行われましたが、買主には所有権が移転していないという理由で、運送人から損害賠償が得られませんでした。この事件において、Langton判事は、「通常の時、すなわち、物品が契約に充当された時に、所有権が移転する」というのが当事者の意思であったと述

27 *The Kronprinsessan Margareta* [1921] 1 A.C. 486, 515.

28 *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Son & Co.* [1940] 3 All E.R. 60, 70; *Baxter, Fell & Co. Ltd. v. Galbraith and Grant Ltd.* (1941) 70 L.L.R. 142.

29 *Eastwood & Holt v. Studer* (1926) 31 Com.Cas. 251.

30 *The Kronprinsessan Margareta*, *supra*; *Hanson v. Hamel and Horley Ltd.* [1922] 2 A.C. 36, 43.

31 *The Charlotte* [1908] P. 206; *The Gabbiano* [1940] P. 166.

32 *Stein, Forbes & Co. v. County Tailoring Co.*, *supra*.

33 A.G. Guest, *op. cit.*, para.1557.

34 *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co.*, *supra*. なお、拙稿「11.6.6 Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bayley, Sons & Co事件」『JASTPRO』389号(2011-02)、12頁を参照。

35 *The Arpad* (1933) 46 L.L.R. 182; 48 L.L.R. 202; (1934) 49 L.L.R. 313; 50 L.L.R. 134; (1935) 51 L.L.R. 115.

べています。所有権移転のために、無条件の充当が必要であるという意見が述べられており、しかも、実際に船荷証券は買主宛に裏書きされ、買主は所定の期日までに物品の代金を支払ったにもかかわらず、所有権が移転しなかった理由が全く記述されていないので、この意見は所有権移転に役立たないものであるといわれています³⁶。

12.4.4 書類提供の際に移転する旨の判例

初期の判例において、「代金と引換に船荷証券を譲渡することは、原則として、所有権を移転させる意思表示の証拠である」と述べられています³⁷。その後、1883年のSanders Bros. v. Maclean & Co.事件で、Lord Bowenは、CIF契約においては、「所有権は、船荷証券の裏書と引渡によって移転する」と述べています³⁸。Lord Kennedyは、この意見を追認するとともに、これが多くの判例で引用されていると述べています³⁹。さらに、Lord Porterは、「書類が提供された時に所有権が移転する」旨の意見を述べています⁴⁰。また、他の判例では、「所有権は、船積および船荷証券の提供の際に移転する」という意見が述べられています⁴¹。これらの意見は、船積が物品を確定するため、そして船荷証券の提供が売主の処分権放棄を証明するために必要であることを説明するものでした。船荷証券を提供することで、所有権が移転するのであるから、反対に、船荷証券の保持は所有権の移転の意思を否定する効果があると考えられます⁴²。そこで、Cheetham & Co. Ltd. v. Thornham Spinning Co. Ltd.事件⁴³で、CIF契約の売主は、綿花の売買契約において明示的に買主に対する信用供与を拒みましたが、後日、埠頭使用料(quay charges)を節減する目的で、買主の工場にある倉庫で保管するために、綿花を買主に送付することに同意しました。しかし、売主は船積書類によって物品の権原(title)を保持することができるかと確信して、それを保持し、また買主もこれを承知していました。この場合には、売主が船積書類を保持したという行為により、売主は所有権を移転させる意思がなかったと判示されました。しかし、他方で、船荷証券の保持は必ずしも所有権を留保する意思表示の証拠にならないという判例があります。例えば、買主が実際に荷渡指図書と引換に代金を支払った場合、買主が物品の占有を取得したとき、たとえ売主が船荷証券を保持していても、物品が確定しているかぎり、所有権は確実に買主に移転していると言えます⁴⁴。実際に、売主が意

36 A.G. Guest, *op. cit.*, para.1558.

37 *Wilmshurst v. Bowker* (1841) 10 L.J.C.P. 161; (1844) 7 M.& G. 882

38 *Sanders Brod. v. Maclean & Co.*, *supra.* at p.341.

39 *E. Clemens Horst & Co. v. Biddell Bros.*, *supra.* at p. 957.

40 *The Julia*, *supra.* at p.309.

41 *Calcutta and Burmah Steam Navigation Co. v. De Mattos* (1863) 32 L.J.Q.B. 322, 332; *affd.* (1863) 33 L.J.Q.B. 214; *Delaurier & Co. v. James Wyllie & Co.* (1889) 17 R. (Ct. of Sess.) 167, 180, 181.

42 *Eastwood and Holt v. Studer*, *supra.*

43 *Cheetham & Co. Ltd. v. Thornham Spinning Co. Ltd.*, *supra.*

44 *Margarine Union G.m.b.H. v. Cambay Prince S.S. Co. Ltd.* [1969] 1 Q.B. 219.

図するときは、代金支払の有無に関係なく、確定物に関する荷渡指図書の交付では、海上運送中の物品の所有権を移転させることができないという理論的根拠はありません。しかし、法廷は極めて例外的な状況において、このような意思表示を想定するだけで、また、船荷証券が買主に提供されても、代金が支払われなければ、所有権が移転したと判断されることはないということです⁴⁵。

12.4.5 代金支払の際に移転する旨の判例

CIF 契約において、所有権は船積書類の提供の際に移転するという意見は、おそらく契約または充當の条件により処分権が留保されていない場合、あるいは充當の条件が買主によって成就した場合のいずれかを前提としています。換言すれば、買主が、契約にしたがって代金を支払うかまたは手形を引受けて、引換に船積書類を取得したときです。1940年の *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T.D. Bailey, Sons & Co.* 事件において、Lord Wright は、「CIF 契約では、船積書類により資金調達をするために、所有権を保持することが重要なので、書類と引換に代金を支払う際に所有権が買主に移転する」と説明していますが⁴⁶、契約に「書類と引換に現金払い」(payment by cash against documents) という決済条項がある場合には、決済に関する条件が成就するまで、所有権は移転しないというのが、一般的な推論とされています。1966年の *Ginzberg v. Barrow Haematite Steel Co. Ltd.* 事件⁴⁷において、CIF Birenhead 条件によるマンガン鉱の売買契約の中に、代金は船荷証券を含む船積書類と引換に支払われる旨の決済条項が挿入されていました。物品が仕向地に到着したとき、船荷証券がまだ届いていなかったため、手続を進めるために、売主は買主に荷渡指図書を送付し、これによって買主は現実に物品を取得しました。しかし、買主は代金を支払わず、その後倒産しました。この事件で、物品の所有権は買主に移転しなかったと判示されました。McNair 判事は、「所有権移転の問題は、実際にその意思があったか否かの問題である」と述べています⁴⁸。その理由として、第1に、売主の取引慣行では、これまで信用による売買を行わなかったこと、そして第2に、CIF 契約における通常の方法で所有権を移転させるのが当事者の意思であるという推論が挙げられました。McNair 判事は、2番目の点について、「買主が船荷証券を取得し、合理的な期間内に、船荷証券と一緒に提供されたインボイスに従って代金を支払わない場合には、所有権は、通常、移転しない」と述べています⁴⁹。この規則が特に適用されるのは、代金支払のために、為替手形が買主宛に振り出される場合、または信用状にもとづいて、銀行に呈示される場合です⁵⁰。The

45 A. G. Guest, *op. cit.*, para.1559.

46 *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co.*, *supra*, at p.67.

47 *Ginzberg v. Barrow Haematite Steel Co. Ltd. and McKeller* [1966] 1 Lloyd's Rep. 343.

48 *Ibid.*, at p.353.

49 *Ibid.*, at p.352; *The Charlotte*, *supra*, at pp. 215, 216.

50 *The Miramichi* [1915] P. 71; *The Derffinger* (No.2) (1918) 118 L.T. 521.

Glenroy 事件⁵¹において、代金は信用状にもとづいて銀行により支払われることになっていました。代金支払のために船積書類が手形と一緒に銀行に呈示されましたが、手形の引受・支払がなされなかったため、所有権は移転しなかったと判示されました。Lord Porterは、次のように述べています。「通常、CIF 契約の場合には、船積書類が受理されて、これと引換に代金が支払われるまで、所有権は移転しない。」⁵²この理由は、売主が他の銀行(買取銀行)で、手形を割引いた場合にも適用されます。所有権の移転は当事者の意思によるという問題は、実際に、支払がなされなかった場合における所有権の移転に当てはまります。例えば、荷為替手形の引受にあたり、満期に支払われるというのは、買主に信用を供与するという意思表示です。反対に、代金が全額支払われた後でも、所有権が売主にとどまることがあり得ます。The Gabbiano 事件⁵³において、CIF 契約に従って、鉾石が船積みされ、売主の指図人式の船荷証券が発行され、これに「仕向港において最終的に引渡す」(for final delivery at the port of destination)旨が明記されていました。また、この契約に、船積後、船舶が滅失した場合、または理由の如何を問わず、積荷の全部または一部分の引渡ができない場合には、引渡されなかった数量は、約定の数量から差引く旨の条項が記されていました。したがって、この契約はCIF 契約の変型であると考えられます。この特約条項は、売主の指図人式の船荷証券が発行される場合に、商取引における有効な根拠を規定しています⁵⁴。この根拠は、買主が既に代金の全額を支払ったという理由で消滅しません。したがって、この条項により、現実的引渡がなされる前に所有権は移転しなかったと判示されました。この特約条項に示された根拠は、危険の移転に関する規定であり、また、危険が移転する前に所有権は移転することがないという古くからの議論にもとづくものです⁵⁵。

12.5 CIF 契約における危険の移転

12.5.1 SGA 第20条の適用除外

SGA 第20条第1項は、「他に別段の合意がないかぎり、物品の所有権が買主に移転するまでは、物品の危険は売主の負担とし、所有権が買主に移転した後は、引渡の有無に関わりなく、その危険は買主の負担とする」と規定しています。FOB 契約やCIF 契約による貿易売買の場合には、契約条項、慣習などにより、買主の代金支払を確保するために、船積書類と引換に手形の引受・支払が行われるので、「他に別段の合意がなされた」ものとみなされ、何れの当事者が物品の滅失・損傷の危険を負担するかを決める場合、通常、危険の移転は所有権の移転と切り離して検討されます。インコタームズに規定されているように、CIF 契約では、危険は「船積の

51 *The Glenroy* [1941] A.C. 124.

52 *Ibid.*, at p.134.

53 *The Gabbiano* [1940] P. 166.

54 *Ibid.*, at p.170.

55 A.G. Guest, *op. cit.*, para.1560.

際に]または「船積の時から」買主に移転します。

12.5.2 船積前の危険移転

CIF 条件による特定物の売買契約の場合で、代金が船積の前に支払われたとき、所有権は船積前に買主に移転することがあります。したがって、その場合には、「危険は所有権に伴って移転する」ことが可能になります。特定物の CIF 契約に関するこの推論は、*Wiehe v. Dennis Bros.* 事件⁵⁶において、*Scrutton* 判事によってなされたものですが、この事件は、特定のシェトランド産のポニー (Shetland pony) を CIF Rotterdam 条件で売買する契約が締結され、船積前にその代金が支払われたので、ポニーが船積みされるまで、売主が買主の受寄者としてポニーの怪我に対する責任があるというものでした。このようなケースは、CIF 契約では極めて例外的と考えられます。

12.5.3 危険は船積の際に、または船積の時から移転する

1949年の *The Julia* 事件⁵⁷において、Lord Porter は、CIF 契約では、「危険は一般に、船積に際して、または船積の時から移転する」と述べています⁵⁸。このように、CIF 契約では、危険は通常、所有権と切り離して移転します。買主のために保険を掛けるという売主の義務は、「危険は所有権に伴って移転する」という、SGA 第20条に規定する危険に関する一般規則の適用を排除するという特約の証拠であるとみなされています。Lord Porter の意見は2つの規則を含んでいます。物品が売買され、それから船積みされる場合には、危険は「船積の際に」移転し⁵⁹、売買の時に物品が海上運送中の既積品の場合には、危険は「船積の時から」移転していたとみなされます⁶⁰。後者の場合に、議論が起り得ると考えます。

12.5.4 品質低下の危険

CIF 条件でない国内の売買では、物品の品質に関する売主の保証は、売買時における品質です。売買以後に生じる品質低下については、一般に、危険に関する規則が適用されます。しかし、CIF 契約の場合には、危険に関する規則は売買の時にすでに存在していた瑕疵に対して適用されるのであり、売主の品質に関する保証は船積時における物品の品質についてです⁶¹。これは、「危険は船積の時から移転する」という文言を意味します。この規則が適用される理由は、買主は、通常、船積の時から保険によって保護されているからです。

56 *Wiehe v. Dennis Bros., supra.*

57 *The Julia* [1949] A.C. 293.

58 *The Julia, supra*, at p.309; *E. Clemens Horst & Co. Ltd. v. Biddell Bros., supra*, at pp.956, 959; *Bowden Bros. & Co. Ltd. v. Little* (1907) 4 C.L.R. 1364. なお、ULIS 第99条第1項を参照。

59 ULIS 第97条(物品の引渡がなされた時、危険は買主に移転する)を参照。

60 ULIS 第99条(既積品の売買の場合における危険の移転)を参照。

61 *Oleificio Zucchi S.p.A. v. Northern Sales Ltd.* [1965] 2 Lloyd's Rep. 496, 518; *Cordova Land Co. Ltd. v. Victor Bros. Inc.* [1966] 1 W.L.R. 793.

12.5.5 物品は通常の運送に耐えることができる旨の黙示保証

しかし、CIF 契約の売主が船積の時における品質に関する保証は、物品が通常の運送に耐えることができるものであるという黙示保証を前提とします。このような黙示保証は、船積の時における物品の状態に関するものですが、売主は、後日、買主が物品を検査するまで、判明しないような品質低下について責任を負うことになります。

12.5.6 既積品の売買契約における滅失の危険

CIF 契約では、滅失の危険は「船積の際に(on shipment)買主に移転する」ので、①物品が売買され、船積みされ、その後滅失した場合には、買主がその危険を負担します。②物品が船積みされ、売買され、その後滅失した場合も同様に、「滅失の危険は、船積の時から(from the time of shipment)買主に移転した」ものとみなされます。しかし、③物品が船積みされ、滅失した後に売買された場合、買主がその危険を負担するか否かは極めて疑問です。1856年の *Couturier v. Hastie* 事件⁶²において、指定船舶に積込まれている穀物がCIF条件で売買されましたが、何れの当事者も知らぬ間に、約定品は売買契約の締結以前に、すでに滅失していました。この事件で、このような状況において、買主には代金を支払う義務がないと判示されましたが、この判決は、「CIF 契約においては、滅失の危険は常に船積の時から移転する」という意見と全く矛盾するものです。この契約の条件は、“at 27s. per quarter free on board and including freight and insurance, to a safe port in the United Kingdom”というものでした。ここに記されている“free on board”という文言は、単に売買契約の締結以前に物品が船積みされたことを意味するにすぎないのであり、運賃と保険料は明らかに売主の勘定であり、したがって、この“free on board”という文言は、この契約がCIF契約であることを妨げることにならないという意見があります⁶³。ULIS 第99条第2項は⁶⁴、このような状況では、危険は売主の負担であると規定していますが、これは、契約成立時に、物品がすでに滅失していることを売主が知っていたか、または、当然知り得たであろう場合にのみ適用されるものです。この事件は特定物の売買に関するものです。もしこのような事件がSGAの制定以後に生じた場合、SGA 第6条により、この契約は無効とされたと考えられます。しかし、この判決の理由は、特定のバラ積み貨物の一部分で、まだ確定していない物品(不特定物)の売買にも、同じように適用されると思われます。さらに難しいのは、大量の種類物(generic goods)がバラ積み貨物として海上運送されており、その一部分の物品がCIF条件で売買された場合、すでにバラ積み貨物が滅失していたために、売主が物品をCIF契約に充当できないときは、「CIF 契約では、滅失の危険は船

62 *Couturier v. Hastie* (1856) 5 H.L.C. 673. なお、拙稿「1.7.2 *Couturier v. Hastie* 事件」『JASTPRO』379号(2010-04)、12-13頁を参照。

63 A.G. Guest, *op. cit.*, p.809.

64 ULIS 第99条については、拙稿「5.8 1967年国際物品売買統一法」『JASTPRO』383号(2010-08)、20頁を参照。

積の時から移転する」ということが事実でなくなります⁶⁵。この場合の滅失は全損(total loss)を意味します。分損(partial loss)の場合は、主として数量不足ですが、ある意味では品質低下として扱われ、「船積の時から」買主に移転したものとみなされます。

(終)

65 SGA 第6条は、「特定物の売買契約において、その目的物が契約成立時にすでに滅失しており、売主がこの事実を知らない場合には、その契約は無効とみなす」と規定しています。

記事2. 国連CEFACTからのお知らせ

2-1 2011年3月14日

ATG(応用技術グループ)はCCTS(コア構成要素技術仕様書)生成の為の国連CEFACT XML 技術仕様書の実用性検証を実施します。ご意見のある方はプロジェクトリーダー Michael.Rowell Michael.Rowell@oracle.com と Mark Crawford mark.crawford@sap.com までお寄せ下さい。第一次レビューはGlobal Meeting of Experts(3月28日～4月1日 米国ワシントン)におこなわれます。

詳しくは下記Webをご参照下さい。

<http://www.unece.org/cefact/>

2-2 2011年3月1日

勧告6号付属書(電子インボイス利用の為の整合化された国際貿易用インボイス標準書式)、勧告34号(国際貿易の為のデータ整合化)は2月11日までの2ヶ月間の公開審議により総会間承認されました。

国連CEFACTの下記Webからダウンロードできます。

http://www.unece.org/cefact/recommendations/rec_index.htm

2-3 2011年3月1日

「第18回国連CEFACTフォーラム(3月28日(月)～4月1日(金)於. 米国ワシントン)」は、地元主催組織により、Global Meeting of Experts on Trade Facilitation Recommendations and Electronic Business Standards (GME)として同フォーラムの代りに開催されることになり、参加登録のWebが公開されました。

下記Webから参加登録手続き出来ます。

<http://web.lmi.org/gme/Welcome.htm>

2-4 2011年2月25日

TMG(基礎技術・技法開発グループ)はUPCC(コア構成要素UMMプロファイル仕様)第3版をパブリックレビューに付しました。第一次締め切りは3月25日です。ご意見のある方はプロジェクトリーダー liegl@big.tuwien.ac.at までお寄せ下さい。

詳しくは下記Webをご参照下さい。

<http://www.unece.org/cefact/>

2-5 2011年2月18日

TMG(基礎技術・技法開発グループ)はUCM(国連CEFACT統一コンテキスト表記手法)をパブリックレビューに付しました。第一次締め切りは3月18日です。ご意見のある方はプロジェクトリーダー Scott.Hinkelman scott.hinkelman@oracle.com と Pat Oconnor pat.oconnor@infor.com までお寄せ下さい。

詳しくは下記Webをご参照下さい。

<http://www.unece.org/cefact/>

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会
業務第三部長 平井一海
E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO 第36巻 第12号 通巻第390号

・ 禁無断転載

平成23年3月28日発行 JASTPRO刊10-16

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階

電話 03-3555-6031(代)

ファクシミリ 03-3555-6032

<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。